

寒川町町税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (納税証明事項等) 第8条 (略) 2 法第20条の10に規定する納税証明書の交付手数料の計算方法その他の事項については、寒川町手数料条例(平成12年寒川町条例第6号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する証明書については、交付手数料を徴収しない。 (加える) ～略～ (給与所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第17条 町長は、法第321条の3第2項に規定する給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において必要があると認めるときは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同条第1項の規定により、特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額_____の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、法第317条の2第1項に規定する申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 2 (略) ～略～ (加える)	～略～ (納税証明事項等) 第8条 (略) 2 法第20条の10に規定する納税証明書の交付手数料の計算方法その他の事項については、寒川町手数料条例(平成12年寒川町条例第6号)の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2第1項に規定する証明書については、交付手数料を徴収しない。 3 <u>前項の納税証明書に法第382条の4に規定する住所に代わる事項の記載をしたものの交付手数料の計算方法その他の事項については、当該証明書の交付手数料の例による。</u> ～略～ (給与所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第17条 町長は、法第321条の3第2項に規定する給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合において必要があると認めるときは、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同条第1項の規定により、特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額<u>(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。)</u>の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、法第317条の2第1項に規定する申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。 2 (略) ～略～ <u>(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)</u> <u>第27条の2の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書</u>

	<u>の規定による措置を講じたものを含 む。)の閲覧の手数料の計算方法その他 の事項については、寒川町手数料条例の 定めるところによる。ただし、法第416 条第3項又は第419条第8項の規定により 公示した期間において納税義務者の閲覧 に供する場合にあっては、手数料を徴 しない。</u> 2 <u>前項の固定資産課税台帳に法第382条 の4に規定する住所に代わる事項の記載 をしたものの閲覧の手数料の計算方法 その他の事項については、当該固定資産 課税台帳の閲覧の手数料の例による。</u> <u>(固定資産課税台帳に記載されている事 項の証明書の交付手数料)</u>
(加える) <u>第27条の2の2</u> (略) ～略～ (種別割の税率) 第29条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は、1台につ いて、それぞれ当該各号に定める額とす る。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) エ 3輪以上のもの(車室を備えず、か つ、輪距(2以上の輪距を有するもの にあっては、その輪距のうち最大の もの)が0.5メートル以下であるも の<u>及び</u>側面が構造上開放されてい	<u>第27条の2の3 法第382条の3に規定する 固定資産課税台帳に記載されている事 項の証明書(同条ただし書の規定による 措置を講じたものを含む。)の交付手 数料の計算方法その他の事項については、 寒川町手数料条例の定めるところによ る。</u> 2 <u>前項の証明書に法第382条の4に規定す る住所に代わる事項の記載をしたもの の交付手数料の計算方法その他の事項 については、当該証明書の交付手数料の 例による。</u> <u>第27条の2の4</u> (略) ～略～ (種別割の税率) 第29条 次の各号に掲げる軽自動車等 に対して課する種別割の税率は、1台につ いて、それぞれ当該各号に定める額とす る。 (1) 原動機付自転車 ア～ウ (略) エ 3輪以上のもの(車室を備えず、か つ、輪距(2以上の輪距を有するもの にあっては、その輪距のうち最大の もの)が0.5メートル以下であるも の、<u> </u>側面が構造上開放されてい

る車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの _____ を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略) ～略～ (制定附則) 1～10 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1) ・(2) (略) (3) <u>法附則第15条第26項</u>第1号イからニまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の2 (4) <u>法附則第15条第26項</u>第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3 (5) <u>法附則第15条第26項</u>第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1 (6) <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合 3分の1 (7) <u>法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合 3分の2 (8) (略) (加える) (種別割の税率の特例) 12 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(第14項<u>及び</u>第15項から第18	る車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの <u>及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略) ～略～ (制定附則) 1～10 (略) (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 11 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。 (1) ・(2) (略) (3) <u>法附則第15条第25項</u>第1号イからニまでに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 3分の2 (4) <u>法附則第15条第25項</u>第2号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 4分の3 (5) <u>法附則第15条第25項</u>第3号イ、ロ及びハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合 2分の1 (6) <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合 3分の1 (7) <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合 3分の2 (8) (略) <u>(9) 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合 3分の1</u> (種別割の税率の特例) 12 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(第14項、<u>第15項及び第16項</u>
---	---

項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

13 (略)

14 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

(2) 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上のガソリン軽自動車(法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車をいう。以下同じ。)

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(3) 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上のガソリン軽自

____において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後年度分の種別割に係る第29条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

13 (略)

(削る)

第 2 号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

15 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、家用の乗用のものに対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

(加える)

14 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車_____に対する第29条の規定の適用については、当該軽自動車が

第 2 号 ア (イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号 ア (ウ) a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号 ア (ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

(削る)

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 17 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車

が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第14項第2号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 18 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第29条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車

が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車

が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第14項第3号の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 19～21 (略)
- 22 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第27条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が法附則第29条の18第3項の特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100

- 15 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第29条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車

が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 16 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第29条の規定の適用については

、当該ガソリン軽自動車

が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

17～19 (略)

(削る)

分の2』とあるのは、「100分の1」とする。

23～28 （略）

～略～

20～25 （略）

～略～

（改正附則）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第29条第1号エの改正規定及び附則第4項の規定 令和5年7月1日

（2） 第17条第1項の改正規定及び次項の規定 令和6年1月1日

（3） 第8条に1項を加える改正規定及び第27条の2の2を第27条の2の4とし、第27条の2の次に2条を加える改正規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

（町民税に関する経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の寒川町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寒川町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

4 前項第1号の規定による改正後の寒川町町税条例第29条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種

	<u>別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u>
5	<u>令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の寒川町町税条例附則第22項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</u>
6	<u>新条例附則第12項及び第14項から第16項までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u>